

## 甲賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例追加資料

### ■本条例案の対象となる一例

例として、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）を挙げると、条文中に書面で提出しなければならない旨の記載があります。

（例）甲賀市補助金等交付規則 抜粋

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- （3）工事の施行にあつては、その実施設計書
- （4）その他市長が必要と認める書類

また、各施策で制定している多くの「補助金交付要綱」の中では、補助金の交付にあたり補助金交付規則の定めを基礎としています。

こういった「補助金交付要綱」だけでも100以上の要綱があり、国が進めるデジタル社会推進の阻害要因となるため各条例及び規則等に適用する新条例として制定するものです。

### ■条例制定による影響

- これまでの紙などによる手続きを廃止するものではなく、デジタルによる手続きをプラスするものですが、決してどちらかが不利にならないよう配慮します。
- 窓口混雑の解消や窓口への来庁が困難な方の負担軽減等、市民の皆様の利便性向上が期待できます。
- すでに利用している公共施設予約や、年度初めに多くの助成申請等を提出しなければならない福祉分野等において、デジタル手続きの活用が期待されて

います。

- デジタルによる手続きについては、運用上・技術上の準備が整い次第、可能なものから実施していきます。

## ■ 条例施行規則（案）の概要

### 1. 用語の意義

- (1) 「電子署名」について定めます。具体的には、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの電子署名及び、電子署名法に基づく電子署名とします。
- (2) 「電子証明書」について定めます。具体的にはマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービスの電子証明書、電子署名法に基づく電子証明書、商業登記法に基づく電子証明書及びこの他市長が定める電子証明書とします。

### 2. オンラインによる申請等【条例第3条関連】

- (1) 条例第3条第1項の「規則等で定める電子情報処理組織（略）を使用する方法」（オンラインによる申請等の方法・システム）については、市長が指定するものとします。具体的には、本市が整備する電子申請システム及び甲賀市施設予約システムとなります。
- (2) 上記のシステムの名称等について告示するとともに、インターネット等を利用して公表するものとします。
- (3) 条例第3条第4項の書面手続で必要とされる署名、押印及び本人確認について、オンラインでの代替措置（マイナンバーカードによる電子署名等）を定めます。
- (4) 申請等をオンラインで行う際の手数料の納付について、(1)に記載するシステムを利用し納付することを定めます。
- (5) 条例第3条第6項の「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」については、対面により本人確認が必要な場合及び書面等のうちその原本を確認する必要がある申請等と定めます。

### 3. オンラインによる処分通知等【条例第4条関連】

- (1) 条例第4条第1項の「規則等で定める電子情報処理組織を使用する方

法」については、市長が定めることとします。

- (2) オンラインによる処分通知等を希望する場合のみ、オンラインによる処分通知等を行うことを定めます。
- (3) 条例第4条第4項の処分通知等で必要とされる署名、公印及び本人確認について、オンラインでの代替措置（電子署名等）を定めます。
- (4) 条例第4条第5項の「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」については、対面により本人確認が必要な場合及び処分通知等に係る書面等にその原本を交付する必要があるものと定めます。

#### 4. 縦覧等【条例第5条関連】

条例第5条第1項の電磁的記録による縦覧等の方法は、インターネットを利用する方法及び庁舎等に設置するパソコン等によるものと定めます。

#### 5. 作成等【条例第6条関連】

- (1) 条例第6条第1項の電磁的記録による作成等（台帳、受付簿等）の方法は、庁舎等に設置するパソコン等によるものと定めます。
- (2) 条例第6条第3項の作成等で必要とされる署名等について、代替措置（電子署名等）を定めます。

#### 6. 条例の適用除外となる手続き【条例第7条関連】

条例第7条第1号に規定する本条例の適用除外とする手続きは、対面による確認が必要となる手続、書面等の原本を確認する必要がある手続、処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける又は携帯する又は提示する必要がある手続きと定めます。

#### 7. 添付書類の省略【条例第8条関連】

条例第8条の添付書面等の省略について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）に規定する書面等とします。具体的には、マイナンバーカードの電子署名により住民票の写し及び印鑑証明の添付を省略することができます。

以上